

特別養護老人ホーム ラ・メール白山台（多床室）

月額料金早見表（30日計算）

R6.4.1～

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
給付内①	施設介護サービス費(1日)		600	671	745	817	887
	施設介護サービス費(30日)		18,000	20,130	22,350	24,510	26,610
	日常生活継続支援加算(36円)		1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
	看護体制加算Iイ、IIイ(12+23)		1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
	介護職員処遇改善加算(I)※		1,671	1,848	2,032	2,211	2,385
	介護職員特定処遇改善加算(II)※		544	601	661	719	776
	※3介護職員等ベースアップ等支援加算		322	356	392	426	460
	※4科学的介護推進体制加算I		40	40	40	40	40
施設介護サービス費合計			22,706	25,105	27,604	30,037	32,401
給付内②	第4段階	食費(1445)	43,350	43,350	43,350	43,350	43,350
		居住費(855)	25,650	25,650	25,650	25,650	25,650
	第3段階②	食費(1360)	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800
		居住費(370)	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
	第3段階①	食費(650)	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
		居住費(370)	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
	第2段階	食費(390)	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
		居住費(370)	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
	第1段階	食費(300)	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
		居住費(0)	0	0	0	0	0

※療養食加算(該当者)は、1食6円・(30日:6円×90食=540円)

いずれかの段階に該当

※介護職員処遇改善加算(I)…介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)の83/1000(上記金額は目安となります。加算により変動します。)

※2介護職員等特定処遇改善加算(II)…介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)の27/1000(上記金額は目安となります。加算により変動します。)

※3介護職員等ベースアップ等支援加算…介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)の16/1000(上記金額は目安となります。加算により変動します。)

※4科学的介護推進体制加算I…1月40円

月額料金(30日)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月額	第4段階	91,706	94,105	96,604	99,037	101,401
	第3段階②	74,606	77,005	79,504	81,937	84,301
	第3段階①	53,306	55,705	58,204	60,637	63,001
	第2段階	45,506	47,905	50,404	52,837	55,201
	第1段階	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000

(上記金額は目安となります。加算により変動します。)

高額介護サービス費受給後の利用料金目安(カッコ内は上限額)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
給付内①の合計額→		22,706	25,105	27,604	30,037	32,401
月額	第4段階(44,400円)	89,781	92,023	94,330	96,604	98,813
	第3段階(24,600円)	52,971	76,500	76,500	76,500	76,500
	第2段階(15,000円)	37,800	37,800	37,800	37,800	37,800
	第1段階(15,000円)	1,294	-1,105	-3,604	-6,037	-8,401

※黄色部分の金額から()内金額を差し引いた分が通帳に戻る

(上記金額は目安となります。加算により変動します。)

[利用者負担段階]

第4段階＝第1・2・3段階以外の方

介護負担割合証: 3割負担は年金収入年額340万円以上

第4段階＝第1・2・3段階以外の方

介護負担割合証: 2割負担は年金収入年額280万円超340万円未満の方

第4段階＝第1・2・3段階以外の方

介護負担割合証: 1割負担は年金収入年額280万円未満の方

第3段階②＝世帯全員が市町村民税非課税・所得金額と課税年金収入額の合計額が年額120万円超

第3段階①＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下

第2段階＝世帯全員が市町村民税非課税。所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下。

第1段階＝生活保護を受給している方

いずれかの段階に該当

特別養護老人ホームラ・メール白山台（個室）

月額料金早見表（30日計算）

R6.4.1～

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
給付内①	施設介護サービス費(1日)		600	671	745	817	887
	施設介護サービス費(30日)		18,000	20,130	22,350	24,510	26,610
	日常生活継続支援加算(36円)		1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
	看護体制加算Iイ、IIイ(12+23)		1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
	介護職員処遇改善加算(I)※		1,671	1,848	2,032	2,211	2,385
	介護職員特定処遇改善加算(II)※		544	601	661	719	776
	介護職員等ベースアップ等支援加算		322	356	392	426	460
	※4科学的介護推進体制加算I		40	40	40	40	40
施設介護サービス費合計			22,706	25,105	27,604	30,037	32,401
給付内②	第4段階	食費(1445)	43,350	43,350	43,350	43,350	43,350
		居住費(1171)	35,130	35,130	35,130	35,130	35,130
	第3段階②	食費(1360)	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800
		居住費(820)	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600
	第3段階①	食費(650)	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
		居住費(820)	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600
	第2段階	食費(390)	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
		居住費(420)	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600
	第1段階	食費(300)	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
		居住費(320)	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600

※療養食加算(該当者)は、1食6円・(30日:6円×90食=540円)

※介護職員処遇改善加算(I)…介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)の83/1000(上記金額は目安となります。加算により変動します。)

※2介護職員等特定処遇改善加算(II)…介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)の27/1000(上記金額は目安となります。加算により変動します。)

※3介護職員等ベースアップ等支援加算…介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)の16/1000(上記金額は目安となります。加算により変動します。)

※4科学的介護推進体制加算I…1月40円

いずれかの段階に該当

月額料金（30日）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月額	第4段階	101,186	103,585	106,084	108,517	110,881
	第3段階②	88,106	90,505	93,004	95,437	97,801
	第3段階①	87,450	87,450	87,450	87,450	87,450
	第2段階	47,006	49,405	51,904	54,337	56,701
	第1段階	18,600	18,600	18,600	18,600	18,600

(上記金額は目安となります。加算により変動します。)

高額介護サービス費受給後の利用料金目安（カッコ内は上限額）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
給付内①の合計額→		22,706	25,105	27,604	30,037	32,401
月額	第4段階(44,400円)	99,261	101,503	103,810	106,084	108,293
	第3段階(24,600円)	66,471	90,000	90,000	90,000	90,000
	第2段階(15,000円)	39,300	39,300	39,300	39,300	39,300
	第1段階(15,000円)	10,894	8,495	5,996	3,563	1,199

※黄色部分の金額から()内金額を差し引いた分が通帳に戻る

(上記金額は目安となります。加算により変動します。)

[利用者負担段階]

- 第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：3割負担は年金収入年額340万円以上
- 第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：2割負担は年金収入年額280万円超340万円未満の方
- 第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：1割負担は年金収入年額280万円未満の方
- 第3段階②＝世帯全員が市町村民税非課税・所得金額と課税年金収入額の合計額が年額120万円超
- 第3段階①＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下
- 第2段階＝世帯全員が市町村民税非課税、所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下
- 第1段階＝生活保護を受給している方

いずれかの段階に該当